

子育て支援事業 - 各種手当制度 -

問・甲
 ●保健福祉部 社会福祉課 ☎81-2273
 ●滝根行政局 市民課 ☎78-1203 ●大越行政局 市民課 ☎79-2113
 ●都路行政局 市民課 ☎75-2112 ●常業行政局 市民課 ☎77-2113

出生児誕生祝金

出生児誕生祝金は、市政の活性化と未来を託する出生児を祝福し、健全育成を図るため、出生児の福祉の向上に貢献することを目的としています。

- 支給要件
 - ①保護者が出生児誕生の1年以前から田村市に住所を有していること
 - ②保護者が出生児と同居していること
- 支給額
出生児1人につき…50,000円
- 手続きに必要なもの
 - ①印鑑
 - ②保護者の預金通帳の写し
 ※出生の日から3カ月以内に申請が必要です。



「血のつながらない子どもを育てる」 ～ 里親入門講座 ～

福島県中児童相談所による「里親入門講座」が開催されます。地域でできる里親による子育て支援について学ぶ講座で、里親について関心のある方ならどなたでも参加できます。

- 日時 2月23日(火) 午前10時～11時30分
- 会場 郡山市中央公民館 第3・第4講義室 ●定員 30人
- 申込期限 2月16日(火)

問・申 福島県中児童相談所 ☎024-935-0611 FAX 024-935-0618

児童手当

児童手当は、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、児童の健やかな育ちを社会全体で応援するために支給する手当です。児童手当を受けるためには申請が必要です。忘れずに申請してください。

- 支給要件 出生、転入・転出 など
- 次年度4月分からの支給額(児童1人につき)
 - ①3歳未満…月額15,000円(一律)
 - ②3歳～小学校修了前…月額10,000円
(第3子以降は15,000円)
 - ③中学生(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)…月額10,000円(一律)

●支給時期
認定された場合、原則として請求した月の翌月分から支給します。年3回(6月・10月・2月)、4カ月分の手当をご指定の口座に振り込みます。

●所得制限限度額
次の限度額に基づき所得の判定を行います。所得制限超過者には特例給付を支給します。

扶養親族等の数	所得額(万円)
0人	622
1人	660
2人	698
3人	736
4人	774
5人	812

※特例給付
児童1人につき…月額5,000円(一律)

児童扶養手当

●受給できる方
父母が離婚、父または母が死亡、父または母が政令で定める障害の状態にある児童、未婚の母の子など、父または母と生計を同じくしていない児童を育てているひとり親家庭の父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方

●対象になる児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童

●手当が支給されない場合

- ①手当を受けようとする方や対象になる児童が日本に住所を有しない
- ②手当を受けようとする方が公的年金給付を受けることができる ※平成26年12月1日から「児童扶養手当法」一部改正により、受給している年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。
- ③対象になる児童が父または母の配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある場合も含む)に養育されている など

●手当を受けるための手続き
保健福祉部社会福祉課または各行政局市民課で認定請求の手続きが必要です。手続きには、手当の振り込みを希望する通帳や印鑑などが必要ですので忘れずに持参してください。

●手当の額

- ①児童が1人の場合
全部支給…月額42,000円
一部支給…月額9,910円～41,990円
- ②児童が2人以上の場合
2人目…月額5,000円の加算
3人目以降…1人につき月額3,000円の加算

●支給時期 認定された場合、請求した月の翌月分から支給します。年3回(4月・8月・12月)、4カ月分の手当をご指定の口座に振り込みます。

●所得制限限度額 受給資格者本人および生計を同じくする扶養義務者等の前年の所得額が次の限度額以上である場合は、その年度の手当の全部または一部が支給停止されます。

単位：円

扶養親族等の数	受給資格者		扶養義務者等※
	全部支給	一部支給	
0人	190,000	1,920,000	2,360,000
1人	570,000	2,300,000	2,740,000
2人	950,000	2,680,000	3,120,000
3人	1,330,000	3,060,000	3,500,000
4人	1,710,000	3,440,000	3,880,000
5人	2,090,000	3,820,000	4,260,000

※扶養義務者等とは、受給資格者本人と生計を同じくする直系血族および兄弟姉妹等をいいます。

特別児童扶養手当

●受給できる方
身体または精神に中度または重度の障害(政令で定める障害に該当)がある児童を監護している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方

●対象になる児童
身体または精神に中度または重度の障害(政令で定める障害に該当)がある20歳未満の児童

●手当が支給されない場合

- ①手当を受けようとする方や対象になる児童が日本に住所を有しない
- ②児童が肢体不自由児施設や知的障害児施設などに入所している
- ③児童が障害を理由に厚生年金などの公的年金を受給することができる など

●手当を受けるための手続き
保健福祉部社会福祉課または各行政局市民課で認定請求の手続きが必要です。手続きには、診断書の提出、手当の振り込みを希望する通帳や印鑑などが必要ですので忘れずに持参してください。

●手当の額(児童1人につき)

- ①1級に該当する児童…月額51,100円
- ②2級に該当する児童…月額34,030円

●支給時期
認定された場合、請求した月の翌月分から支給します。年3回(4月・8月・11月)、4カ月分の手当をご指定の口座に振り込みます。

●所得制限限度額
受給資格者本人および生計を同じくする扶養義務者等の前年の所得額が次の限度額以上である場合は、その年度の手当の全部または一部が支給停止されます。

単位：円

扶養親族等の数	受給資格者	扶養義務者等※
0人	4,596,000	6,287,000
1人	4,976,000	6,536,000
2人	5,356,000	6,749,000
3人	5,736,000	6,962,000
4人	6,116,000	7,175,000
5人	6,496,000	7,388,000

※扶養義務者等とは、受給資格者本人と生計を同じくする直系血族および兄弟姉妹等をいいます。